

UDC 001.4:621.317.7

JIS

C 1002

電子測定器用語

JIS C 1002-1975

(2000 確認)

(2006 確認)

昭和 50 年 9 月 1 月 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

電気部会 電子測定器用語専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	田中末雄	早稲田大学理工学部
	大森俊一	東京理科大学工学部
	西川甚太	東海大学工学部
	鈴木健	通商産業省機械情報産業局
	常沢秀夫	工業技術院標準部
	菅野尤	玉川大学
	島崎辰夫	日本電気計器検定所標準研究部
	福富和久	機械電子検査検定協会
	内山友和	日本電信電話公社技術局
	白石武文	警察庁通信局
	前田篤哉	松下通信工業株式会社技術部
	楳田敏夫	社団法人日本電気計測器工業会
	木戸栄治	沖電気工業株式会社
	横山義一	横河ヒューレットパッカード株式会社
	阪本卓	安立電気株式会社
	池隆清	日本無線株式会社開発部
	副島鎮夫	安藤電気株式会社
	古里正蔵	社団法人日本電子機械工業会
	木村修	日本国有鉄道鉄道技術研究所
	西本一成	東京電力株式会社系統運用部
(関係者)	森村正直	工業技術院計量研究所
(事務局)	村田照夫	工業技術院標準部電気規格課
	釜土祐一	工業技術院標準部電気規格課
	高橋和敬	工業技術院標準部電気規格課

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 50.9.1

確認：平成 12.6.20

官報公示：平成 12.6.20

原案作成協力者：社団法人 日本電子機械工業会

審議部会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 山田直平）

審議専門委員会：電子測定器用語専門委員会（委員会長 田中末雄）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室（〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

電子測定器用語

C 1002-1975

(2000 確認)

Glossary of Terms used in Electronic Measuring Apparatus

1. 適用範囲 この規格は、電子測定器の性能、機能などを表す上に必要となる主な用語とその意味について規定する。

2. 分類 電子測定器用語を次の4部門に分け、また(4)部門は更に三つの小部門に分ける。

(1) 一般

(2) 性能に関する用語(一般)

(3) 状態に関する用語

(4) 機能及び性能に関する用語(機器別)

(4.1) ディジタル電圧計

(4.2) オシロスコープ

(4.3) 信号発生器

3. 電子測定器用語 主な用語について、次のように定める。

(1) 一般

番号	用語	読み方	意味	対応英語(参考)
1001	電子測定器	でんしそくていき	<p>電子デバイスを利用し、電気に関する量を測定、又は電気に関する量を測定のために供給する機器。</p> <p>備考</p> <p>1. 電子デバイスとは、半導体中の電子若しくはホールの伝導、ガス中の電子若しくはイオンの伝導、又は真空中の電子の伝導を利用した部品若しくはその集合体をいう。</p> <p>2. 空洞周波数計及び定在波測定器のような電子デバイスを含まない測定器も電子測定器とみなす。</p> <p>3. 複数の電子測定器から成る装置を、電子測定装置(electronic measuring equipment)という。</p>	electronic measuring apparatus
1002	プラグインユニット		機器の測定若しくは供給できる範囲、又はその機能を変更するために、機器にプラグとソケットで結合され、取り外しのできる部分。	plug-in unit